

消防消第243号
消防情第289号
平成25年12月5日

各都道府県消防防災主管部（局）長 殿

消防庁消防・救急課長
消防庁防災情報室長
（公印省略）

災害通報受信における適切な対応の徹底について

災害通報受信時における対応については、「災害通報受信における適切な対応について」（平成20年9月16日付消防消第176号、消防情第155号）により周知しているところですが、今般、通報者の要請場所と異なる場所を出動先として指令し、現場到着時間が遅延するという事案が続いて発生しました。

災害通報受信にあつては、要請の内容、場所等を的確に把握し、迅速に対応することが不可欠であり、特に下記の事項に留意の上、再発防止の徹底を図られますようお願いします。

各都道府県消防防災主管部長（局）長にあつては、貴都道府県内市町村（消防事務を処理する一部事務組合及び広域連合を含む。）に対してその旨周知するようお願いします。

なお、本通知は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第37条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

記

- 1 災害通報等を受信する場合にあつては、受信している通信員以外の通信員も受信状況を把握するなど、複数の者による確認処理に努め、事案の的確な把握を図ること。
- 2 指令システムの仕様を十分に理解するとともに、その仕様を踏まえた適切な操作に習熟するよう、通信員に対する指令システム操作等の訓練・研修の徹底を図ること。
- 3 地図情報の更新など指令システムの維持管理を適切に行うこと。

【問い合わせ先】

消防・救急課 坂本課長補佐、今井係長
03-5253-7522（直通）
防災情報室 鳥枝課長補佐、松崎係長
03-5253-7526（直通）